

介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金事業

基金事業とは、第3に定める特別対策事業を実施することを目的として設置された基金を管理し、運用し、また特別対策事業に充てるために取り崩し等を行うものとする。

(2) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(3) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

ア 基金の設置目的

イ 基金の額

ウ 基金の管理

エ 運用益の処理

オ 基金の処分

(4) 基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「市町村特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「都

都道府県特別対策事業計画」という。)を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村特別対策事業計画及び都道府県特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画(以下「基金事業計画」という。)を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

なお、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額と介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額との間の配分については、見直すことができないものとし、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を原資として実施する別記1の事業と別記2の事業の間における配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(5) 事業内容の変更

都道府県は、基金事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 運用益の処理

都道府県は、基金の運用によって生じた運用益について、条例に定めるところにより、当該基金に繰り入れるものとする。

(7) 特別対策事業に係る返還金等の処理

都道府県は、特別対策事業の年度終了後、市町村及び民間事業者からの返還金等があった場合には、国庫に返還する場合を除き、当該基金に繰り入れるものとする。

(8) 事業実施状況の公表

都道府県は、毎年度、上半期、下半期及び決算終了時に、別に定めるところにより、基金事業に係る執行状況を、ホームページ等により、対外的に公表しなければならない。

(9) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 基金の処分の制限

基金（（6）及び（7）により繰り入れた運用益等を含む。）は、第3に定める特別対策事業の実施に充てる場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(11) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

ウ 基金の解散後、基金への返還事由が発生したことにより、なお基金の残余額を有することとなった場合には、国庫に返還しなければならない。

(12) 基金執行状況等報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の基金執行状況等報告書については、(11)のイによるものとする。

第3 特別対策事業

特別対策事業とは、都道府県に設置された基金を財源の一部又は全部として実施される次の事業とし、各事業における実施の手続き等については、別記1及び別記2による。

(1) 介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリングラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（別記1）

(2) 地域支え合い体制づくり事業（別記2）

(3) (1)及び(2)の事業（以下「基本事業」という。）に係るその他事業  
都道府県が、基本事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、基本事業を推進するための事業をいう。

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領  
に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい願いたい。

1 資金保管実績

資金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	通用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	年度末保管額 (A+B-C) 円
合 計 額				

(注) 資金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
		円
合計額		円

(注) 資金の保有形態別に、収入の種類別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
	円	円	円	円
合計額				

(注) 別添の別記1「介護事業の緊急整備等特別対策事業及び既存施設の新設工事  
 別添の別記2「地域支援の緊急整備等特別対策事業及び既存施設の新設工事  
 業」及び別記2「地域支援の緊急整備等特別対策事業及び既存施設の新設工事  
 業」ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4 事業実施状況

(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	合計	うち上乗せ 整備分
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(2) 既存施設のアップグレー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
特別養護老人ホーム(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
自動火災報知設備	か所	か所	か所	か所
消防機関へ通報する火災報知設備	か所	か所	か所	か所
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

施設種別	22年度	23年度	計
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
小規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所
小規模老人保健施設	か所	か所	か所
小規模ケアハウス(特定施設)	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所
その他都道府県知事が必要と認めた施設	か所	か所	か所
か所数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業			
特別養護老人ホーム	人	人	人
老人保健施設	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
金額計(※2)	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(4) ① 地域支え合い体制づくり事業(総括表)

	22年度		23年度		計
	都道府県実施	市町村実施	都道府県実施	市町村実施	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援	千円	千円	千円	千円	千円
別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円
別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円
別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
東日本大震災による被災者生活支援	千円	千円	千円	千円	千円
別記2の2(4)ア	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)イ	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)ウ	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(平成22年度の金額計欄には、東日本大震災による被災者生活支援分は含まない)

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。  
一つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(注)東日本大震災による被災者生活支援について、平成22年度内(平成23年3月11日から平成23年3月31日の間)に執行した分については、平成22年度欄にも再掲すること。

(4)一② 地域支え合い体制づくり事業(個表)

事業名： (項 目： 事業に要した費用		(別記2の2から該当する事業番号を記載) 千円 (うち基金事業分		千円
取組みの内容：				
実施地域		(記載例：〇〇市全域、〇〇市〇×地区等)		
対象者	<input type="checkbox"/> 高齢者全般 ( 人 )	<input type="checkbox"/> 認知症高齢者 ( 人 )	<input type="checkbox"/> 障害者 ( 人 )	<input type="checkbox"/> 家族等介護者 ( 人 )
	<input type="checkbox"/> その他 ( 人 )	<input type="checkbox"/> その他 ( 人 )	<input type="checkbox"/> その他 ( 人 )	<input type="checkbox"/> その他 ( 人 )
※ 取組みにおいて対象とする者の数が明らかな場合には、( )内に人数を記載すること。				
事業内容				
※ 本欄には、事業内容に応じ具体的な取組み内容を記載すること。また、取組みの有益性を示す情報として、独自性、効果・評価等について適宜記載すること。 平成24年度以降の実施方針				
※ 事業継続の有無、継続した場合に見直される点、財源(都道府県補助、独立採算等)等について記載すること。(見込で可)				

(注)実施した事業毎に、本表を作成し提出すること。なお、1事業につき1枚にまとめること。



(5) 合計

	21年度	22年度	23年度	計
(1)+(2)+(3)+(4)	千円	千円	千円	千円

5 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料